

第 1 章

計画の概要

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
5	計画の推進体制	6

1 計画策定の背景と目的

全国的に、戦後の第一次ベビーブーム世代である昭和22年～24年生まれの、いわゆる“団塊の世代”が高齢期を迎える平成27年には、かつて経験したことのない「超高齢社会」が到来します。高齢化率は26.0%になり、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が急増するとともに、認知症高齢者が現在の約1.5倍を超え、約250万人にのぼると予測されています。

本市においても、平成27年の高齢化率は、全国平均水準を若干上回る26.7%となるものと予測しています。

平成12年4月から導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。しかし、その一方で、介護給付費の増加が著しく、制度の安定的確保が重要な課題となっています。特に、要支援や要介護1の軽度者が大幅に増加していますが、軽度者に対するサービスが必ずしも状態の改善につながっていないとの指摘もあり、要介護状態に陥らないように介護予防や状態悪化の防止が一層、必要となっています。

全国的に、糖尿病や高血圧、高脂血症等の生活習慣病有病者や予備軍が増加するなど、健康日本21の取り組みもなかなか成果が現れていない中で、要介護等認定の原因疾病である生活習慣病やリウマチ・関節疾患、腰痛、骨折等病気の予防や老化予防があらためて問われるとともに、高齢期の生活の質を高めるための生涯を通じた健康づくりが必要となっています。

このような中で、国においては、介護保険制度の持続可能性の確保や明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、介護保険制度の見直しが行われました。

このような国の動向を踏まえつつ、介護保険制度の改正に合わせて、新たな「芦屋すこやか長寿プラン21」を策定しました。

2 計画の位置づけ

① 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18の規定に基づき、国の「健康日本21」、
「健康フロンティア戦略」等の考え方に沿って策定しています。

また、本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「第3期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて」に則して策定しています。

② 他計画との調和

本計画は、「第3次芦屋市総合計画」（平成13年度～22年度）及び「後期基本計画（平成18年度～22年度）」と調和を保ちながら策定しています。

③ 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との関係

本計画は、平成27年の高齢者介護の姿を描く長期的な視点に立ち、平成26年度の目標を立てた上で、そこに至る中間段階として位置づけます。

また、介護保険制度の改正において、65歳以上の高齢者に対する介護予防に関する事業として、「地域支援事業」が位置づけられました。そのため、従来の高齢者保健福祉施策と介護保険事業とを分けて分野別の計画とするのではなく、高齢期の自立した生活を支援するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とを一体的な計画として策定しています。

3 計画の期間

これまでの介護保険事業計画は5年を1期とするものでしたが、今回の介護保険法の改正により、介護保険事業計画は平成18年度から平成20年度までの3年間とします。

また、高齢者保健福祉計画についても、介護保険事業計画の策定と一体的に行われる必要があることから、介護保険事業計画と同様に3年間とします。

なお、介護保険料については、計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならないとされるため、その算定の基礎となる本計画は平成20年度中に見直しを行い、平成21年度を初年度とする次期計画を策定することになります。

4 計画の策定体制

① 学識経験者、市民等による策定体制

新たな計画の策定にあたり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等のほか、公募の市民の参画を得て、「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会」を組織し、検討を行いました。

また、「芦屋市社会福祉審議会」においても検討をいただきました。

② 庁内検討体制

庁内においては、「芦屋すこやか長寿プラン21推進本部」を組織し、検討を行いました。

③ アンケート調査の実施

新たな「芦屋すこやか長寿プラン21」の策定にあたり、その基礎資料とするため、介護保険制度の改正に関連した健康のことや介護予防、高齢者向けの住まいや施設の利用意向、要介護等認定や介護保険サービスの利用状況や意向など、多岐にわたってアンケート調査を行いました。調査の実施概要は次のとおりです。

■ アンケート調査の実施概要

- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成17年2月22日～3月4日

■ 調査の内訳

調査対象	標本数	有効回収数	有効回収率
65歳以上の方で要介護等認定を受けていない人	無作為抽出(平成17年1月1日現在) 1,000人	692件	69.2%
在宅の要介護等認定者で要支援・要介護1の人	対象者全員(平成17年1月1日現在) 1,484人	937件	63.1%
在宅の要介護等認定者で要介護2以上の人	対象者全員(平成17年1月1日現在) 1,040人	553件	53.2%

④ ワークショップの開催

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、健康に自信のない人、閉じこもりになりがちな人など、何らかの支援が必要な高齢者の増加も見込まれ、行政の支援のみならず、地域住民の多様な支え合いがますます重要となっています。そこで、本市の高齢者福祉を住民のワークショップ（共同作業）で考えようということになり、開催についてご賛同いただいた潮見中学校区の方々により実施しました。このワークショップは、「高齢者が地域でその人らしく自立した生活を送るために」をメインテーマに、地域でできること、行政と地域で協働で取り組むことなどについて検討しました。

■ ワークショップの開催内容

開催日時	参加者数	開催内容
第1回 7月27日(水)	潮見地区 7人 浜風地区 7人 南芦屋浜地区 12人 計 26人	「自立した生活を送る上での問題点・課題発見ワークショップ」 ○地域での高齢者の暮らしはどうか、ひとり暮らしや夫婦のみ、高齢者のみの世帯で困っていることは何か、介護保険や保健・福祉サービスを上手に利用できているのかなど、高齢者の生活の現状や問題点、課題の洗い出し。

開催日時	参加者数	開催内容
第2回 8月10日(水)	潮見地区 10人 浜風地区 6人 南芦屋浜地区 13人 計 29人	「自立した生活を送るための仕組みの検討ワークショップ」 ○第1回の結果を受けて、どのように問題点や課題を解決していったらよいかを検討。
第3回 8月24日(水)	潮見地区 10人 浜風地区 8人 南芦屋浜地区 10人 計 28人	「自立した生活を送るための仕組みの提案ワークショップ」 ○第2回の取り組みの内容を受けて、高齢者が地域で自立した生活を送るため、各分野でより具体的にどのような方法で実行していけばよいかを整理。

⑤ 市民説明会の開催

計画の中間まとめについて広く市民の声をお聞きするため、市民説明会を市内7会場で開催しました。

計画の中間まとめに対する質問や要望等のほかに、要支援と要介護ではケアマネジメントの担当者が変わることから、連続性を確保することや、生きがいづくりに力を入れること、困っている方には手を差し伸べるなど、昔の地域の良さの再生が必要であること、介護予防も自治会の役割であり、散歩等働きかけが必要であることなどの提案も寄せられました。

■市民説明会の開催状況

開催日	開催時間・場所	参加者数
11月14日(月)	午前10時～11時30分 浜風集会所	5人
	午後2時～3時30分 大原集会所	11人
11月15日(火)	午前10時～11時30分 陽光市営集会所	21人
	午後2時～3時30分 西蔵集会所	21人
11月17日(木)	午前10時～11時30分 潮見集会所	12人
	午後2時～3時30分 朝日ヶ丘集会所	24人
12月3日(土)	午後2時～3時30分 市民センター401号室	20人

5 計画の推進体制

① 庁内推進体制

本計画の実現に向けて、各施策・事業の進捗状況を毎年、点検・評価し公表するとともに、関係機関や関係各課との調整を行っていきます。

② 庁外推進・評価体制

本計画の評価等については、「芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会」により行います。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、「芦屋市地域包括支援センター運営協議会」を設置します。

さらに、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催し、地域密着型サービスに関する整備状況や事業者からの申請などの審議を行います。